

(証券コード 3847)  
平成29年6月7日

株主各位

埼玉県さいたま市桜区田島8丁目4番19号  
パシフィックシステム株式会社  
代表取締役社長 久保 永史

## 第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成29年6月22日（木曜日）午後5時40分までに到着するようご返送いただき、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 平成29年6月23日（金曜日）午前10時  |
| 2. 場 所          | 埼玉県さいたま市桜区田島8丁目4番19号<br>当社3階会議室   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第17期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第17期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |

### 決議事項

- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件    |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件   |
| 第3号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

### 4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書用紙に各議案の賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（[www.pacific-systems.co.jp](http://www.pacific-systems.co.jp)）に掲載させていただきます。
  - ◎本総会につきましてはクールビズスタイルによる株主総会とさせていただきます。

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

(当期の経営成績)

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策により雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外においては英国EU離脱問題や米国新政権の政策動向等、世界経済の先行き不透明な状況が継続しています。

当社グループが属する情報サービス業界におきましては、ソフトウェア投資は横ばい傾向が続きました。

このような環境のもと、当社グループは17中期経営計画(2015年度～2017年度)の基本方針に従って、主要事業の推進に取り組みました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、機器等販売、ソフトウェア開発、システム販売及びシステム運用・管理等のすべてのセグメントで増収となったため、8,877百万円(前期比6.8%増)となりました。利益につきましては、売上高増加により営業利益は622百万円(同13.7%増)、経常利益は621百万円(同8.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は408百万円(同11.9%増)となりました。

セグメント別の概況は次のとおりとなります。

#### ① 機器等販売

機器販売及びメーカー保守が増収となったこと等により、売上高は1,607百万円(前期比21.4%増)となりました。セグメント利益は売上高増加に伴い、33百万円(同61.4%増)となりました。

#### ② ソフトウェア開発

前期からのずれ込みがあったこと及び東北地区の受注停滞状況が改善したこと等により、売上高は1,631百万円(前期比11.2%増)となりました。セグメント利益は売上高増加に伴い、331百万円(同12.0%増)となりました。

#### ③ システム販売

生コン協組向けシステム及び医療関係は減収となりましたが、画像処理シス

テム及びインフラサービス等が増収となったため、売上高は2,618百万円（前期比2.2%増）となりました。セグメント利益は売上高増加及び販売費減少に伴い、331百万円（同21.9%増）となりました。

④ システム運用・管理等

システム運用支援は減収となりましたが、データセンタ業務及び保守関連業務等が増収となったため、売上高は3,019百万円（前期比2.1%増）となりました。セグメント利益は売上高増加に伴い、873百万円（同3.3%増）となりました。

セグメント別売上高の概況

セグメント	売上高(千円)	構成比(%)	前期比(%)
機器等販売	1,607,522	18.1	21.4
ソフトウェア開発	1,631,504	18.4	11.2
システム販売	2,618,832	29.5	2.2
システム運用・管理等	3,019,925	34.0	2.1
合計	8,877,784	100.0	6.8

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は507百万円であり、内訳の主なものは、自社ソフトウェアパッケージの取得であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度における事業の譲受けはありません。

(5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (7) 対処すべき課題

今後の経済の見通しにつきましては、各種政策の効果に支えられ、引き続き企業収益や雇用・所得環境の改善が見込まれ、景気は緩やかに回復すると期待されるものの、個人消費の低迷や世界経済の不確実性など、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

当社グループが属する情報サービス業界におきましては、2020年の東京オリンピックなどを背景に建築土木業界のIT投資をはじめとして、短期的には情報化投資は増加傾向が続きますが、長期的には国内市場の縮小による海外IT投資へのシフトおよびクラウドの進展等により、大幅な成長は期待しがたいと予想されます。

このような状況のもと、当社は今後、50年、100年と生き残れる企業グループとなることを目指し、社会や人が必要とするシステムやサービスを創出し、提供し続けるとともに、社会的責任を果たし、社会に貢献してまいります。

### 【基本方針】

- ①技術を追求する。
- ②技術を基に信頼される商品・サービスを提供し、事業を拡大して、成長する。
- ③経営基盤を強化する。
- ④環境経営を推進する。

### 【重点施策】

- ①資源の集中と、要員及び資源の配分見直し
- ②ビジネスモデルの転換
- ③赤字の解消
- ④新規技術及び新商品の企画・開発
- ⑤営業の強化
- ⑥顧客満足度の向上
- ⑦意識改革
- ⑧社内活性化
- ⑨社員育成
- ⑩組織力・マネジメント力の強化

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (8) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成25年度 第14期	平成26年度 第15期	平成27年度 第16期	平成28年度 第17期 (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	8,666,863	8,829,279	8,312,675	8,877,784
経 常 利 益(千円)	460,478	397,535	574,984	621,701
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	252,106	245,138	364,915	408,249
1株当たり当期純利益(円)	170.36	165.66	246.61	275.90
総 資 産(千円)	6,547,869	5,939,821	5,997,522	6,425,519
純 資 産(千円)	3,192,393	3,456,142	3,672,521	4,058,733

## (9) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社の親会社である太平洋セメント株式会社は、当社の普通株式1,017,000株（出資比率68.7%）を保有いたしております。当社は同社から役員の派遣（取締役1名）の他、事業全般にわたる取引（当連結会計年度の売上高比率は22.7%）及び不動産賃借（熊谷センター）関係があります。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

#### イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引条件につきましては、一般的に行われている取引条件と同一の基準を基本とし、市場価格を勘案した上で合理的な判断に基づき、公正且つ適正に決定しております。

#### ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについて取締役会の判断及びその理由

当社の事業運営に関しては、グループ会社の運営・管理に関する基本方針に基づくものの、事業上の制約はなく、取締役会の独自の意思決定に基づき、経営及び事業活動を行っております。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社システムベース	千円 30,000	% 100.0	主に岩手県内企業、自治体向け情報サービス及びパッケージソフトウェアの設計、開発

株式会社システムベースの当事業年度の売上高は2,149,930千円（前期比5.8%増）、当期純利益は101,322千円（同3.1%増）となりました。

## ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (10) 主要な事業内容

当社グループは、当社（パシフィックシステム株式会社）及び連結子会社である株式会社システムベースの2社で構成しております。

当社は、製造業、流通業、金融業等向けに情報サービス事業を行い、株式会社システムベースは岩手県内の企業及び自治体向けを中心に当社と連携した情報サービス事業を行っております。

また、親会社である太平洋セメント株式会社及びそのグループ会社との間では、当社は情報サービス事業全般にわたる取引を行っております。

当社グループの事業内容を「機器等販売」「ソフトウェア開発」「システム販売」「システム運用・管理等」の4つのセグメントで示すと次のとおりであります。

セグメント	主要製品
機器等販売	パソコン、サーバー及び周辺機器とパッケージソフトウェア等の仕入・販売を行っております。
ソフトウェア開発	製造業・流通業・金融業等幅広くアプリケーションシステムの受託開発業務を行っております。また、主に製造業向けにERP事業のコンサルとシステム開発を行っております。
システム販売	画像処理システムや生コンクリート業界向けシステム等の自社開発システム商品の販売及びネットワーク構築等のインフラサービスを行っております。
システム運用・管理等	ユーザシステムの運用・管理サービス、データセンタ、パソコン教育、保守サービス等を行っております。

(11) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本 社 埼玉県さいたま市桜区田島 8 丁目 4 番 19 号  
東京オフィス 東京都港区台場  
西日本支社 大阪府大阪市  
熊谷センター 埼玉県熊谷市  
中部センター 愛知県名古屋市中

② 子会社の事業所

株式会社システムベース (本社：岩手県北上市)

(12) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
608名	△3名

(注) 1. 従業員数は就業人数です。  
2. 従業員数には臨時従業員（パートタイマー等）は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
452名	2名	40.5歳	15年

(注) 1. 従業員数は就業人数です。  
2. 従業員数には臨時従業員（パートタイマー等）は含んでおりません。

(13) 主要な借入先

該当事項はありません。

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 5,920,000株  
(2) 発行済株式総数 1,480,000株 (自己株式 287株含む)  
(3) 株 主 数 329名  
(4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
太平洋セメント株式会社	1,017,000株	68.72%
パシフィックシステム社員持株会	135,400株	9.15%
A G S 株 式 会 社	30,000株	2.02%
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	30,000株	2.02%
増 古 恒 夫	20,000株	1.35%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	20,000株	1.35%
興 銀 リ ー ス 株 式 会 社	10,000株	0.67%
櫻 井 道 丈	9,000株	0.60%
小 南 毅	8,400株	0.56%
田 口 操	7,500株	0.50%

(注) 持株比率は自己株式(287株)を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	久保永史	
取 締 役	杉山一彦☆	常務執行役員総合企画部長 株式会社システムベース取締役
取 締 役	小林和重☆	執行役員総務部長
取 締 役	服部徹☆	執行役員
取 締 役	新堀祐司☆	執行役員西日本支社長
取 締 役	渡辺泰博	太平洋セメント株式会社経営企画部IT企画グループリーダー
取 締 役	腰原貞利	
常勤監査役	渡辺孝司	
監 査 役	田中康義	税理士
監 査 役	松下満俊	弁護士

- (注) 1. 取締役新堀祐司氏、腰原貞利氏、監査役渡辺孝司氏及び松下満俊氏は、平成28年6月17日開催の第16回定時株主総会において新たに選任され、同日就任いたしました。
2. 取締役相浦努氏及び福岡康夫氏は、平成28年6月17日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
3. 監査役前野光喜氏は、平成28年6月17日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
4. 監査役杉本浩也氏は、平成28年6月17日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
5. 取締役のうち腰原貞利氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 監査役のうち田中康義氏及び松下満俊氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
7. 監査役田中康義氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は執行役員制度を導入しております。☆印は執行役員を示しております。  
なお、取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりであります。

#### 取締役兼務者以外の執行役員

氏 名	役 位	担 当
永野良治	執行役員	営業3部長
山上浩司	執行役員	アウトソーシング部長兼サーバビジネス部長
百木田実	執行役員	事業推進室長

(注) 平成28年6月17日付で下記の者が執行役員に選任されました。

常務執行役員 杉山一彦

執行役員 小林和重、服部徹、新堀祐司、永野良治、山上浩司、百木田実

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社の非業務執行取締役、社外取締役及び社外監査役は会社法第423条第1項の責任につき、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、賠償責任を会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償の責任の限度としております。

## (3) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係及び当期における主な活動状況

### 1) 社外取締役 腰原 貞利氏

同氏は、株式会社ティー・エフ・シー及び富士通エフ・アイ・ピー・システムズ株式会社代表取締役社長を務め、当社の属する業界に精通しております。同氏と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

当期における主な活動状況としましては、取締役会10回のうち10回に出席し、議案審議に必要な発言を行っております。

### 2) 社外監査役 田中 康義氏

同氏は、田中税理士事務所を経営しております。同氏と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

当期における主な活動状況としましては、取締役会13回のうち13回に出席し、また監査役会13回のうち13回に出席し、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

### 3) 社外監査役 松下 満俊氏

同氏は、梶谷綜合法律事務所にて弁護士として活動しております。同氏と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

当期における主な活動状況としましては、取締役会10回のうち10回に出席し、また監査役会10回のうち9回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	8名	41,000千円	(うち社外取締役	2名	3,300千円)
監査役	4名	16,440千円	(うち社外監査役	2名	6,000千円)

(注) 1. 取締役の基本報酬は、第8回定時株主総会(平成20年6月18日)決議による報酬限度年額2億円以内です。また、監査役の基本報酬は、第6回定時株主総会(平成18年6月26日)決議による報酬限度年額4千万円以内です。

2. 無報酬の取締役は1名、無報酬の監査役は1名おります。

#### 4. 会計監査人の状況

- |                                      |              |
|--------------------------------------|--------------|
| (1) 会計監査人の名称                         | 有限責任 あずさ監査法人 |
| (2) 会計監査人の報酬等の額                      | 25,000千円     |
| (3) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,000千円     |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における前監査法人の職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

#### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会はその事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出することといたします。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

業務の適正を確保するための体制は次のとおりです。

#### (1) 取締役、執行役員、参与及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社は、コンプライアンスの推進に関して、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」並びに「企業倫理行動規範」を定め、すべての取締役、執行役員、従業員に周知徹底を図ります。

また、コンプライアンス体制の促進を図るための手段の一つとして倫理ホットラインを設置、運営いたします。この場合通報者に不利益がないことを確保いたします。

2) 社外取締役を選任し、また社外取締役の中から独立役員を選任して、取締役の職務執行の監督を強化いたします。

3) 取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、定期的に各部門（子会社

も含む)の業務執行について監査を実施いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る以下の文書(電磁的文書含む)その他重要な情報を、法令・社内規程に基づき適切に保存を行います。

- ① 株主総会議事録と関連資料
- ② 取締役会議事録と関連資料
- ③ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

また、情報の管理については、「情報セキュリティ基本規程」、「個人情報保護規程」及び「文書管理規程」、「文書保存基準」の定めに基づき適切に管理いたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント方針」に基づき、リスクマネジメントシステムを確立し、取締役社長を最高責任者とし、当社全部門から選抜した担当責任者で構成した体制により、リスク管理を行います。

当社の経営に重大な影響を与えるようなリスクが発生した場合においては、「リスクマネジメントマニュアル」に従って必要な対策を実施いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び年度予算を立案し、全社的な目標を設定すると共に、各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案・実行することによって、効率化を図ります。

2) 業務の執行については、執行役員制度を導入し、次の通り経営の意思決定及び監督と業務執行を分離することにより、迅速化を図ります。

①取締役で構成する取締役会を月1回開催し、中期経営計画、年度予算、その他重要な経営方針を審議・決定いたします。

②社長と執行役員で構成する経営会議を月2回開催し、業務執行に関わる重要な事項を審議・決定いたします。

なお、一部の業務執行の決定については執行役員へ権限委譲いたします。

③執行役員は取締役会の方針及び経営会議の決定に従い、責任をもって業務を執行し、執行状況を取締役会へ報告いたします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社及び子会社においては、「コンプライアンス基本方針」を策定し、またコンプライアンス推進責任者のもと、その趣旨を正しく理解し、これを遵守して業

務を遂行いたします。

また、コンプライアンスに関する定期報告を求め、業務の執行状況を管理いたします。

2) 子会社の経営につきましては、取締役、執行役員、参与又は従業員を子会社の取締役又は監査役として派遣し、直接経営に参加いたします。また「関係会社管理規程」に基づき、子会社より業務の執行状況について報告を求め、子会社に対し、その自主性を尊重しつつ必要な管理を行います。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、監査役スタッフを置くこととし、その人事については、監査役会と相談の上、監査役会の意向を十分考慮することといたします。

(7) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の職務を補助すべき従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

1) 監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の意見を得た上で実施することといたします。監査役の職務を補助すべき従業員は、会社の業務執行に係る職務を兼務せず、監査役の業務指示に従って職務を遂行し、その人事上の評価は監査役の意見を聴取するものといたします。

2) 当社職務権限規程では、職制に従い上級職位より命令を受けた下級職位はこれに従わなければならないことを規定していますが、監査役の職務を補助すべき従業員として任命された場合も、この規程を適用することとし、監査役の職務を補助すべき従業員として任命された者は監査役の指示に従わなければならないことを周知いたします。

(8) 当社及び子会社の取締役、執行役員、参与及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1) 取締役、執行役員、参与及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生する恐れがある場合、または違法又は不正な行為を発見した場合等には、直ちに監査役に報告することといたします。

2) 子会社の取締役、執行役員、参与及び従業員、又これらの者から報告を受けた者は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがある場合、または違法又は不正な行為を発見した場合等には、直ちに監査役に報告することといたします。

3) 当社及び子会社の取締役、執行役員、参与及び従業員は「監査役会規程」に従い、監査役の要請に応じて必要な報告を行うことといたします。

以上のことをグループ全体に周知いたします。

- (9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これをグループ全体に周知いたします。

- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき当社の負担により精算いたします。

- (11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は過半数は社外監査役とし、透明性を担保いたします。月1回の監査役会を開催し、報告及び重要事項について協議いたします。

常勤監査役は、取締役会その他重要な業務執行の決定過程及び業務の執行状況を把握するため経営会議等の重要な会議に出席すると共に、主要な申請書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役、執行役員又は従業員にその説明を求めるといたします。

また、常勤監査役は、内部監査部門並びに会計監査人との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることといたします。

- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、取締役社長の指示のもと、当社全部門及びグループ各社において選抜した担当責任者で構成した体制により、財務報告に係る内部統制を整備し運用いたします。

- (13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は、「企業倫理行動規範」に、市民社会の秩序に脅威を与える団体、個人に対して毅然とした態度で立ち向かい一切の関係を遮断する旨を明記し、すべての取締役、執行役員、参与及び従業員、その他会社の業務に従事する者に対し、啓発活動を継続的に実施いたします。また、反社会的勢力に対する対応として、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し、反社会的勢力の情報、対処等を総務部が統括し、必要に応じて弁護士や警察等の外部専門機関と連携し対処いたします。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部統制に係る組織（全社の内部統制の運営チーム及び評価チーム）がモニタリングし、改善を進めております。また、内部監査室は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

(2) コンプライアンス

コンプライアンスに係る教育は定期的実施しており、当社及び子会社並びにその全役員及び全社員のコンプライアンスの意識の向上を図っております。また、当社は内部通報窓口を設置し、自浄作用を高めることで、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理

当社はリスク管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす事項を未然に防止すること、及び万一経営に重大な影響を及ぼす事項が発生した場合に被害の極小化を図ることを目的として、リスクマネジメントシステムを構築し、運用しております。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は「関係会社管理規程」及びその他の社内規程に基づき、子会社の事業運営に係る重要事項が当社に適切に報告され、所定の手続きに従い審議される体制を維持しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議及びその他の重要会議への出席を通じて、内部統制に係る組織が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査室等の内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を実施することで、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として認識しております。

一方、当社グループが属する情報サービス業界は技術革新の変化が激しい分野であります。その中で将来に向けて成長していくためには技術開発等への投資が必要であり、また経営基盤の強化が求められます。

このような観点から、当社の配当政策は内部留保の充実を図りながら、業績に応じて積極的に利益還元を行うことを基本方針としており、当社連結業績における配当性向30%～50%を目安としております。

また、剰余金の配当は機動的に行っていく方針です。

このため、当社は中間配当及び期末配当のほかに基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨及び取締役会決議をもって会社法第459条第1項各号に掲げる剰余金の配当等に関する事項を定めることができる旨を定款に定めております。

---

(注) 本報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,872,083</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,951,422</b>
現金及び預金	845,456	買掛金	694,868
受取手形及び売掛金	1,887,939	リース債務	92,622
リース投資資産	429,331	未払費用	258,576
商品及び製品	93,225	未払法人税等	144,788
仕掛品	323,865	賞与引当金	347,587
原材料及び貯蔵品	38,191	アフターコスト引当金	44,398
繰延税金資産	158,324	その他	368,580
その他	97,711		
貸倒引当金	△1,960		
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,553,435</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>415,363</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,601,862</b>	リース債務	108,704
建物及び構築物	652,496	繰延税金負債	90,857
工具器具及び備品	106,775	その他	215,801
土地	531,977		
リース資産	150,567		
その他	160,046		
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>410,439</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,366,785</b>
ソフトウェア	92,119	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	48,964	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,977,889</b>
その他	269,355	資本金	777,875
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>541,133</b>	資本剰余金	239,946
投資有価証券	295,129	利益剰余金	2,960,530
退職給付に係る資産	209,090	自己株式	△462
繰延税金資産	13,036	その他の包括利益累計額	80,844
その他	51,523	その他有価証券評価差額金	140,145
貸倒引当金	△27,646	退職給付に係る調整累計額	△59,301
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,058,733</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,425,519</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>6,425,519</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		8,877,784
売上原価		6,701,192
売上総利益		2,176,592
販売費及び一般管理費		1,554,384
営業利益		622,208
営業外収益		
受取利息	51	
受取配当金	4,418	
受取手数料	2,039	
受取保険料	3,936	
補助金の収入	9,429	
その他	2,448	22,324
営業外費用		
支払利息	1,558	
売上割引	3,902	
貸倒引当金の繰入	15,000	
その他	2,370	22,831
特別損失		621,701
固定資産除却損	878	
減損損失	5,801	6,680
税金等調整前当期純利益		615,021
法人税、住民税及び事業税	210,237	
法人税等調整額	△3,465	206,771
当期純利益		408,249
親会社株主に帰属する当期純利益		408,249

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 利 剰 余 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	777,875	239,946	2,663,259	△462	3,680,618
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△110,978		△110,978
親会社株主に帰属する当期純利益			408,249		408,249
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	297,270	-	297,270
当 期 末 残 高	777,875	239,946	2,960,530	△462	3,977,889

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	70,393	△78,490	△8,096	3,672,521
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△110,978
親会社株主に帰属する当期純利益				408,249
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	69,752	19,189	88,941	88,941
当 期 変 動 額 合 計	69,752	19,189	88,941	386,212
当 期 末 残 高	140,145	△59,301	80,844	4,058,733

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### 〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等〕

1. 連結の範囲に関する事項
  - 連結子会社の数 1 社
  - 連結子会社の名称 (株)システムベース
2. 持分法の適用に関する事項
  - 非連結子会社及び関連会社はありません。
3. 資産の評価基準及び評価方法
  - 有価証券の評価基準及び評価方法
  - その他有価証券
    - 時 価 の あ る も の……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時 価 の な い も の……移動平均法による原価法
  - たな卸資産の評価基準及び評価方法
    - 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
    - 商 品……移動平均法
    - 半 製 品……総平均法
    - 原 材 料……移動平均法
    - 仕 掛 品……個別法
4. 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法
    - ただし、賃貸資産及び平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
    - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
      - 建物及び構築物 3～38年
      - 工具器具及び備品 3～20年
  - 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法
    - なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効年数（3年以内）における見込販売数量に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
  - リース資産
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。
5. 引当金の計上基準
  - 貸 倒 引 当 金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - 賞 与 引 当 金……従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
  - 受注損失引当金……ソフトウェアの請負契約に基づく開発のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
  - アフターコスト……ソフトウェア開発案件等に係る将来のアフターコストの支出に備えるため、過引 当 金 去の実績率に基づく将来発生見込額のほか、個別案件に係る必要額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合

工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）

② その他の場合

工事完成基準

7. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法……① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

消費税等の処理方法……税抜方式によっております。

8. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

9. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,334,244千円

2. 偶発債務

当社の納入した製品に関連して得意先が請求を受けている損害賠償について、今後当社にも負担請求が行われる可能性があります、現時点でその影響額は不明であります。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式（株）	1,480,000		—		—	1,480,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成28年5月13日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 110,978千円
- ②1株当たりの配当額 75円
- ③基準日 平成28年3月31日
- ④効力発生日 平成28年6月20日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年5月12日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 125,775千円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たりの配当額 85円
- ④基準日 平成29年3月31日
- ⑤効力発生日 平成29年6月26日

## 〔金融商品に関する注記〕

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

#### (2) 金融商品の内容及びリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金及び受取手形、リース投資資産、長期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、長期に滞留しているものはありません。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規則に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としています。

投資有価証券は、市場の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、当該リスクに関しては、時価や発行体（取引先企業）の財務状況等の把握を定期的に行うことで管理しています。

営業債務である買掛金は、流動性リスクに晒されていますが、そのほとんどが1年以内の支払期日です。当該リスクに関しては、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

リース債務は、主に設備投資のための資金調達であり、償還日は最長で決算日後5年でありま

す。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### (4) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち16.7%が特定の大口顧客に対するものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（(注2)参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	845,456	845,456	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,887,939		
貸倒引当金	1,781		
	1,886,158	1,886,158	—
(3) リース投資資産	429,331		
貸倒引当金	168		
	429,162	429,167	5
(4) 短期貸付金	3,000	3,006	6
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	290,983	290,983	—
資産計	3,454,760	3,454,773	12
(1) 買掛金	694,868	694,868	—
(2) リース債務	201,326	202,364	1,037
負債計	896,195	897,233	1,037

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項  
資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

- (3) リース投資資産、(4) 短期貸付金

元利金の合計額を、新規に同様のリース及び貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。

- (5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。



(単位：千円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	102,062	290,983	188,921
	小計	102,062	290,983	188,921
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		102,062	290,983	188,921

#### 負債

##### (1) 買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつています。

##### (2) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)投資有価証券」には含まれていません。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4,145

#### 〔1株当たり情報に関する注記〕

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,742円92銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 275円90銭   |

#### 〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

#### 〔その他の注記〕

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>2,986,662</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,484,282</b>
現金及び預金	521,191	買掛金	501,079
受取手形	89,157	リース債	60,403
売掛金	1,327,953	未払金	69,117
リース投資資産	429,331	未払費用	179,939
商品及び製品	84,556	未払法人税等	107,882
仕掛品	275,583	未払消費税等	55,075
原材料及び貯蔵品	38,191	前受金	3,424
前払費用	85,851	預り金	14,851
繰延税金資産	132,076	前受収益	153,434
未収入金	2,493	賞与引当金	296,081
その他の金	1,004	アフターコスト引当金	42,992
貸倒引当金	△729		
<b>固定資産</b>	<b>2,697,624</b>	<b>固定負債</b>	<b>349,448</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,155,816</b>	リース債	44,731
建物	481,645	長期未払金	3,531
構築物	6,332	繰延税金負債	116,862
機械及び装置	22,253	長期前受収益	175,521
工具器具及び備品	72,846	資産除去債務	8,801
土地	431,600		
リース資産	88,914	<b>負債合計</b>	<b>1,833,730</b>
建設仮勘定	1,279	<b>純資産の部</b>	
その他の他	50,944	<b>株主資本</b>	<b>3,731,390</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>316,859</b>	資本金	777,875
ソフトウェア	69,563	資本剰余金	235,872
ソフトウェア仮勘定	229,995	資本準備金	235,872
リース資産	15,413	利益剰余金	2,718,105
その他の他	1,886	利益準備金	24,502
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,224,948</b>	その他利益剰余金	2,693,603
投資有価証券	242,783	特別償却積立金	9,513
関係会社株式	678,631	繰越利益剰余金	2,684,089
出資金	200	<b>自己株式</b>	<b>△462</b>
敷金及び保証金	8,936	評価・換算差額等	119,165
前払年金費用	294,396	その他有価証券評価差額金	119,165
破産更生債権等	22,356		
貸倒引当金	△22,356	<b>純資産合計</b>	<b>3,850,556</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,684,286</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,684,286</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,829,550
売上原価		5,174,801
売上総利益		1,654,748
販売費及び一般管理費		1,189,099
営業利益		465,649
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	49,854	
受取手数料	1,557	
受取保険料	3,936	
補助金の収入	7,500	
その他	2,812	65,667
営業外費用		
支払利息	827	
売上引当金	3,902	
倒引当金の繰上	15,000	
その他	2,370	22,101
特別損失		509,214
固定資産除却損	868	868
税引前当期純利益		508,346
法人税、住民税及び事業税	146,092	
法人税等調整額	4,916	151,009
当期純利益		357,337

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	そ の 他 利益剰余金					
					特別償却 積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	777,875	235,872	235,872	24,502	14,262	2,432,982	2,471,747	△462	3,485,032	
当 期 変 動 額										
特別償却積立金の取崩					△4,748	4,748	-		-	
剰余金の配当						△110,978	△110,978		△110,978	
当 期 純 利 益						357,337	357,337		357,337	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△4,748	251,107	246,359		246,359	
当 期 末 残 高	777,875	235,872	235,872	24,502	9,513	2,684,089	2,718,105	△462	3,731,390	

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	51,102	51,102	3,536,134
当 期 変 動 額			
特別償却積立金の取崩			-
剰余金の配当			△110,978
当 期 純 利 益			357,337
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	68,062	68,062	68,062
当 期 変 動 額 合 計	68,062	68,062	314,421
当 期 末 残 高	119,165	119,165	3,850,556

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 〔重要な会計方針〕

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - 有価証券の評価基準及び評価方法
    - 子会社株式……移動平均法による原価法
    - その他の有価証券
      - 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
      - 時価のないもの……移動平均法による原価法
  - たな卸資産の評価基準及び評価方法
    - 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
    - 商品……移動平均法
    - 半製品……総平均法
    - 原材料……移動平均法
    - 仕掛品……個別法
2. 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産（リース資産除く）……定率法
    - ただし、賃貸資産及び平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
    - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～38年
構築物	10～20年
機械及び装置	17年
工具器具及び備品	3～20年
  - 無形固定資産（リース資産除く）……定額法
    - なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効年数（3年以内）における見込販売数量に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
  - リース資産
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘査し、回収不能見込額を計上しております。
  - 賞与引当金……従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。
  - 受注損失引当金……ソフトウェアの請負契約に基づく開発のうち、当事業年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
  - アフターコスト……ソフトウェア開発案件等に係る将来のアフターコストの支出に備えるため、過引当金  
去の実績率に基づく将来発生見込額のほか、個別案件に係る必要額を計上しております。

退職給付……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金引当金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過しているため、前払年金費用として計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合

工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）

② その他の場合

工事完成基準

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法……退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

消費税等の処理方法……税抜方式によっております。

6. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

7. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額	791,750千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
金    銭    債    権	388,019千円
金    銭    債    務	44,881千円
3. 偶発債務	
当社の納入した製品に関連して得意先が請求を受けている損害賠償について、今後当社にも負担請求が行われる可能性があります、現時点でその影響額は不明であります。	

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高	
売          上          高	2,038,177千円
仕          入          高	118,134千円
その他の営業取引高	22,006千円
営業取引以外の取引高	46,888千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数      普通株式      287株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	90,867千円
賞与引当金に係る未払社会保険料	15,466千円
未払事業税	9,502千円
未払事業所税	1,994千円
一括償却資産	1,129千円
アフターコスト引当金	13,194千円
関係会社株式否認	101,493千円
投資有価証券	6,471千円
研究開発費	26,671千円
その他	18,026千円
繰延税金資産小計	284,819千円
評価性引当額	△124,914千円
繰延税金資産合計	159,904千円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	49,517千円
資産除去債務に対応する除去費用	1,310千円
特別償却準備金	4,189千円
前払年金費用	89,673千円
繰延税金負債合計	144,690千円
繰延税金資産純額	15,213千円

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親会社	太平洋セメント株式会社	東京都港区	86,174	セメントの製造・販売	(被所有)直接 68.7	兼任 なし	当社 製品の 販売	製品の売上 (注1)	2,032,306	売掛金	385,406
										リース 投資 資産	954

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 製品の販売等における取引条件は、個別交渉の上決定しております。

2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社システムベース	岩手県北上市	30	情報サービス	(所有)直接 100.0	兼任 1名	配当金 の受取	配当金の 受取	46,200	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引金額は、グループ配当方針に基づき決定しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,602円23銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 241円49銭   |

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

〔その他の注記〕

該当事項はありません。



独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

パシフィックシステム株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金子 靖 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 関根 義明 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パシフィックシステム株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パシフィックシステム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

パシフィックシステム株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金子 靖 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関根 義明 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パシフィックシステム株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社法計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当り当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月19日

パシフィックシステム株式会社 監査役会

常勤監査役 渡 辺 孝 司 印

社外監査役 田 中 康 義 印

社外監査役 松 下 満 俊 印

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

「労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）」が平成27年9月30日に施行され、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別が廃止されましたので、第2条（目的）の一部を変更するものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <（1）～（10）省略> （11） <u>特定労働者派遣事業</u> <（12）省略>	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <（1）～（10）省略> （11）労働者派遣事業 <（12）省略>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	在任年数 (本総会 終結時)	所有する 当社株式 の数
1	くぼ ひさし 久保 永史 (昭和27年4月5日生)	昭和50年4月 小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 平成18年6月 当社取締役開発1部長 平成21年3月 取締役辞任 平成21年3月 株式会社システムベース代表取締役社長 平成23年6月 当社代表取締役社長（現任）	6年	7,300株
2	すぎやま かずひこ 杉山 一彦 (昭和30年11月30日生)	昭和56年4月 小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 平成24年6月 当社執行役員アウトソーシング部長 平成25年6月 株式会社システムベース取締役（現任） 平成25年6月 当社取締役執行役員アウトソーシング部長 平成27年6月 取締役執行役員プロジェクト・マネジメント・オフィス部長 平成28年6月 取締役常務執行役員総合企画部長（現任）	4年	800株
3	わたなべ やすひろ 渡辺 泰博 (昭和35年7月18日生)	昭和58年4月 小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 平成15年6月 同社グループ経理プロジェクトチーム兼情報システム部 平成19年6月 同社経理部兼情報システム部 平成22年10月 同社経営企画部 I T企画グループリーダー（現任） 平成23年6月 当社取締役（現任）	6年	-株
4	かとう つとむ 加藤 勉 (昭和44年4月30日生)	平成5年4月 秩父セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 平成10年10月 同社生産部システム課 平成13年4月 同社情報システム部 平成22年10月 同社経営企画部 I T企画グループ（現任）	-年	-株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	在任年数 (本総会 終結時)	所有する 当社株式 の数
5	こしはら さだとし 腰原 貞利 (昭和25年5月22日生)	昭和50年4月 富士通株式会社入社 平成11年1月 富士通エフ・アイ・ピー株式会社 社カードシステム事業推進部シ ステム部長 平成14年6月 同社システムインテグレーショ ン本部第1 S I 統括部長 平成20年4月 同社ソリューションビジネス本 部長代理 平成21年6月 株式会社ティール・エフ・シー代 表取締役社長 平成22年2月 富士通エフ・アイ・ピー・シス テムズ株式会社代表取締役社長 平成26年6月 同社常任顧問 平成27年6月 同社顧問 平成28年6月 当社取締役 (現任)	1年	-株

- (注) 1. 太平洋セメント株式会社は親会社かつ特定関係事業者となります。各取締役候補者の過去5年間及び現在の太平洋セメント株式会社における業務執行者としての地位及び担当は「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
2. 取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 当社は非業務執行取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第31条第2項において、非業務執行取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、加藤勉氏が就任された場合には、非業務執行取締役として、当社との間の責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ①非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する額を損害賠償責任の限度額とする。
- ②上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 腰原貞利氏は、社外取締役候補者であります。
- なお、腰原貞利氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
5. 社外取締役候補者とする理由及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者とする理由
- 腰原貞利氏は富士通株式会社及び富士通エフ・アイ・ピー株式会社を経て、株式会社ティール・エフ・シー及び富士通エフ・アイ・ピー・システムズ株式会社の代表取締役社長を務め、当社の属する業界に精通しているため、当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第31条第2項において社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、腰原貞利氏が就任された場合には、社外取締役として、当社との間の責任限定契約を継続いたします。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ①社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する額を損害賠償の限度額とする。
- ②上記の責任限定契約が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、監査役渡辺孝司氏の補欠の監査役として藤井茂樹氏の選任を、社外監査役の田中康義氏及び社外監査役松下満俊氏の補欠の社外監査役として上田慎氏の選任を、お願いしたいと存じます。

なお、藤井茂樹氏及び上田慎氏の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ふじい しげき 藤井茂樹 (昭和32年9月13日生)	昭和56年4月 小野田セメント株式会社(現太平洋セメント株式会社)入社 平成23年7月 当社総務部長 平成25年6月 参与経理部長(現任)	300株
2	うへだ しん 上田慎 (昭和50年10月11日生)	平成12年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成12年4月 梶谷総合法律事務所入所(現任)	-株

(注) 1. 太平洋セメント株式会社は親会社かつ特定関係事業者となります。各補欠監査役候補者の過去5年間の地位及び担当は「略歴、地位および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

2. 補欠監査役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 上田慎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

4. 補欠の社外監査役候補者上田慎氏は、現在、梶谷総合法律事務所において弁護士として法務業務に従事しております。

5. 補欠の社外監査役候補者とする理由、社外監査役として職務を適切に遂行することができる判断する理由及び社外監査役との責任限定契約について

(1) 補欠の社外監査役候補者とする理由

上田慎氏は現在、梶谷総合法律事務所にて弁護士として法務業務に従事しております。同氏が社外監査役に就任された場合には企業法務及びコンプライアンスの面から経営全般に対し監視・監督をしていただくため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役として職務を適切に遂行できると判断する理由について

上田慎氏は長年、弁護士として活動してこられ、豊富な法務知識と経験を有し、法務全般に精通しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けると判断しております。

なお、上田慎氏が所属する梶谷総合法律事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、当社が支払う顧問料は同事務所収入の極僅かであり、独立性は確保されております。

(3) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第43条第2項において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、上田慎氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

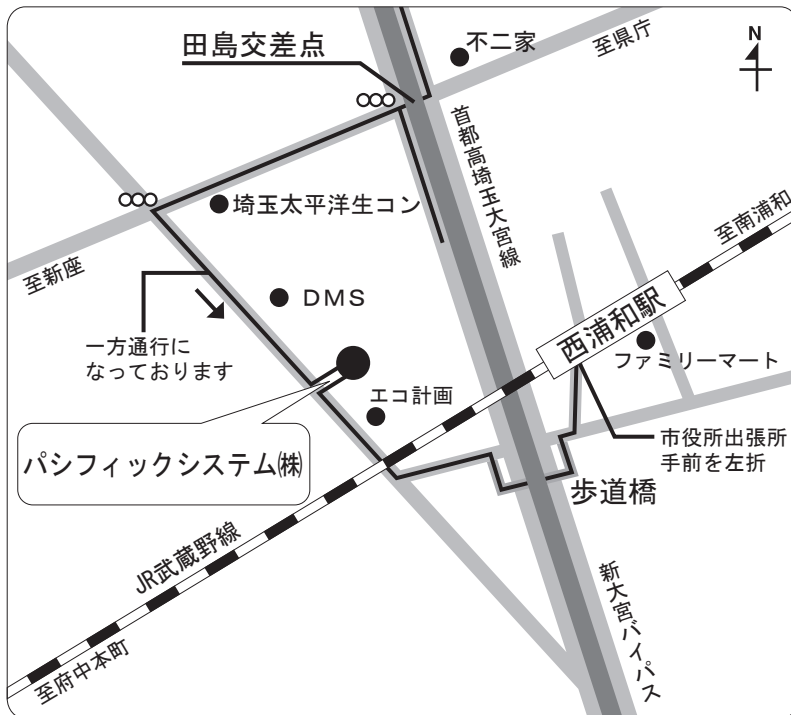
その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する額を損害賠償責任の限度額とする。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

# 会場ご案内略図

埼玉県さいたま市桜区田島 8丁目 4番19号  
パシフィックシステム株式会社 3階会議室



## 【最寄り駅】

西浦和駅 (JR武蔵野線) 徒歩 5分